

令和7年3月新規学校卒業者にかかる求人申込みについて

ハローワーク 富士

日頃よりハローワークの業務に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
令和7年3月新規学校卒業者にかかる求人申込みについては、下記のとおり
の取扱いとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

記

【高卒求人】

* 求人受付開始:令和6年6月1日(土)から (窓口受付は6月3日から)

求人票は、令和6年7月1日(月)以降に、求人窓口での手交または郵送にて
返戻いたします。

つきましては、求人者マイページにて登録の際「ハローワークへの連絡事項」欄
に必ず「窓口交付希望」または「郵送希望」のいずれかを記入してください。

【大卒求人】

* 求人受付開始:令和6年2月1日(木)から (※既に開始しています)

求人票の返戻はありません。求人票はマイページ又はハローワークインター
ネットサービスから印刷することが可能です。

【共通事項】

• 求人者マイページをお持ちの事業所

求人者マイページから、転用登録または新規求人登録でお申込ください。

• 求人者マイページをお持ちでない事業所

求人申込書に必要事項を記載の上、窓口提出または郵送等利便性の良い方法
でお申込ください。

* いずれの場合も、「ハローワークへの連絡事項」欄に「窓口交付希望」または
「郵送希望」のどちらかを必ず記入してください。

【注意点】

*令和6年4月1日（月）より、職業安定法施行規則の改正により新たに提出する求人については、以下の3点の項目の記載が必須となりました。

1. 従事すべき業務の変更の範囲

将来の配置転換等により仕事の内容欄に記載の業務とは異なる仕事に従事する可能性のある場合、同欄に変更後の業務内容の範囲を明示してください。

※変更の予定がない場合でも「変更範囲:変更なし」と明示してください。

2. 就業場所の変更の範囲

学卒求人について採用後もしくは将来的に転勤の見込みがある場合、補足事項欄に転勤範囲を明示してください。

3. (有期労働契約のある場合) 更新基準の明示

・有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合、補足事項欄に「更新上限:有(通算契約期間〇年/更新回数〇回)」と明示してください。

なければ記載不要です。

・条件付きで更新ありの場合、補足事項欄に具体的な更新条件を明示してください。

*青少年雇用情報欄の「1 募集・採用に関する情報」は、令和3年度～令和5年度に新卒で入社した従業員の情報となり、「新卒等採用者数」および「新卒等離職者数」は前年度の情報から変更していただく必要があります。

特に転用登録をする場合は、十分内容を確認の上入力していただきますようお願いいたします。

*青少年雇用情報欄は、学生にとって重要な情報となります。可能な限り、全項目の記入にご協力ください。

*学卒求人の取扱いや求人申込書の記入方法等については『学卒求人のしおり』をご覧ください。

【お問い合わせ先】

ハローワーク富士

求人専門援助部門 学卒担当

電話：0545-51-2151（31#）

Email：22100-kyujin@mhlw.go.jp